

よくある御質問【事業応募関係】

?

A

1

対象とならない「事業主体」はありますか？



例えば、国又は地方公共団体が直接若しくは間接に50%超の出資を行っているなど実質的に支配していると認められる事業主体については、対象とすることができません！

また、指定金融機関において応募事業に係る貸付けの返済が困難と認める事業主体についても、対象とすることができません！

疑義のある場合には、前広に御連絡・御相談願います！

2

対象とならないのは、どのような「事業」ですか？



例えば、「規則及び要綱の対象とは認められない事業」「地方創生に係る認定等計画に資するとは認められない事業」「審査確認事項（Q9）を満たさない事業」などについては、対象とすることができません！

疑義のある場合には、前広に御連絡・御相談願います！

3

対象とならないのは、どのような「経費」ですか？



例えば、「建物建築や設備導入に関連しない用地購入費」「●●事業 兼 △△の△△（●●事業に関連しないもの）」などについては、対象とすることができません！

なお、事業に附帯する必須な経費については、対象とすることができますので、疑義のある場合には、前広に御連絡・御相談願います！

4

他の補助金等と「併用」できますか？



国による他の利子補給金と併用することはできません！

国や地方公共団体の補助金等との併用可否等については、当該補助金等の交付主体へ御確認願います！

なお、地方公共団体の利子補給金との併用が可能な場合には、実際の金利を超過する利子補給（合算）はできませんので、事前に御相談願います！

よくある御質問【事業応募関係】

?

A

5

応募事業の「事前着手」は原則認められないとのことですが、「事前着手」とはどのようなケースですか？

5

例えば、「用地（及び建物）の購入を要する場合には、当該引渡し」「建物建築等の場合には、当該工事の開始」「機械・設備の導入の場合には、当該据付け」などが該当します！

「事前着手」の取扱いについて疑義のある場合には、前広に御連絡・御相談願います！

6

「貸付けの実行期限」が定められています。延長はできるのでしょうか？

6

原則、延長することはできません！

応募時点における事業計画の確認・調整等を徹底いただくほか、可能な限り速やかな事業着手・完了による地域への波及等をお願い申し上げます！

7

貸付けの分割が「必須な場合」とは、どのような場合でしょうか？

7

事業の規模・特性などに応じて、必須と思われる場合には、理由とともに、あらかじめ御相談願います！

なお、必須と認められない場合もあり得ますので、御理解願います！

また、分割や予算状況等に関連し、要綱に基づき、同一事業の同一年度内の利子補給対象融資額に上限を設定することなどもあり得ますので、御理解願います！

8

地域再生支援利子補給金の対象事業項目の1つ目の「新商品」は、どのようなケースが対象となるのでしょうか？

8

独自に開発した技術又は蓄積してきた知見等を活用して、具体的なステップアップを図るものや、地域産業への波及が見込まれるものなどが想定されます！

よくある御質問【事業応募関係】

?

A

9

要件を満たしていれば、必ず応募のとおり
に利子補給を受けられるのでしょうか？



「事業」が規則及び要綱の対象かどうかとの要件に加え、他にも審査事項
がありますので御留意願います！

また、事業規模、予算の審議状況、措置状況などによって、申請どおりの
契約又は支給とならない場合もありますので、御理解願います！

なお、認定等計画における目標達成などの状況に応じて、利子補給対象
融資額を減額する場合がありますので、御留意願います！

10

応募内容の審査では、どのよう
な点が確認されるのでしょうか？



主に、以下について確認します！

- 「事業」が規則及び要綱の対象であること（要綱等上、雇用創出が求められて
いるものは、当該創出がなされているかを含む）。また、地方創生に係る認定等計
画に資するものであること及び、付加価値や波及を有するものであること。
- 「事業場所」が認定等計画の区域内であること。
- 「事業期間」が認定等計画の期間内であること（地域再生、総合特区）。ま
た、利子補給金の最終支給までに完了するものであること。
- 「融資期間」が5年以上となっていること。
- 「融資時期」が貸付けの実行期限内であること。また、認定等計画の期間内に
実行されるものであること（地域再生、総合特区）。
- 事前着手がないこと。
- 必要かつ実現可能な事業であること。
- 地域問題を惹起する事業でないこと。
- 事業者の事業実施や債務償還に特段の問題がないこと。
- 併用できない支援メニュー等を併用していないこと。
- 必須な場合を除く、貸付けの分割がないこと。

よくある御質問【事業応募関係】

?

11

「対象とならない貸付け」は、どのような貸付けですか？



「事業等の要件を満たさない貸付け」「5年未満の貸付け」「償還方法を定めない貸付け」「利払日が各基準日の間に各1回以上設定されない貸付け」は、対象となりません！

12

利子補給対象融資額の調整（割当）の連絡を受けた後、「貸付けの実行時期の変更」はできますか？



極力変更が生じないように、応募時点において、確認・調整等を徹底願います！

他の事業を含めて、利子補給対象融資額の調整等を行っているものことから、事情やむを得ず変更となった場合には、割当額の増額は行いません！

なお、予算の状況等に応じて、減額する場合がありますので、御理解願います！

13

国家戦略特区についてのみ、募集案内の別紙（留意事項）が分かれているのは何故ですか？



応募書類の提出主体が特区計画主体となっているなど、地域再生及び総合特区と一部手続き等が異なっていることによります！

なお、国家戦略特区に係る事業着手にあたりましては、区域計画の認定（区域会議及び国家戦略特区諮問会議の開催）を要しますので、御留意願います！

また、個別の事業者名及び事業概要が区域計画に記載された上、ウェブサイト掲載となりますので、あわせて御留意願います！